

(3) 決裁遅延及び支払等遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>大阪北視覚支援学校</p>	<p>下記の契約について、経費支出伺書の作成が作業完了日後に行われていた。 また、契約の当事者が、対価の支払の時期を書面により明らかにしないときは、対価の支払は、相手方が支払請求をした日から15日以内に行う必要があるが、支払が遅延していた。</p> <p>(1) 契約名称：エアコン取替工事 (2) 作業完了日：平成28年7月8日 (3) 経費支出伺の起案日：平成28年11月2日 決裁日：平成28年11月8日 (4) 支出額：82,296円 (5) 請求書日付：平成28年7月11日 (6) 支出命令伺の起案日：平成28年11月8日 決裁日：平成28年11月9日 (7) 支払日：平成28年11月11日</p>	<p>財務会計事務のルール等について周知徹底を図り、法令等に基づき、適正な事務処理を行われない。</p> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為) 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。 (2) 経費支出伺書を作成する時期 ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> <p>【政府契約の支払遅延防止等に関する法律】 (定をしなかつた場合) 第10条 政府契約の当事者が第4条ただし書の規定により、同条第1号から第3号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときは、同条第1号の時期は、相手方が給付を終了し国がその旨の通知を受けた日から10日以内の日、同条第2号の時期は、相手方が支払請求をした日から15日以内の日と定めたものとみなし、同条第3号中国が支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、第8条の計算の例に準じ同条第1項の財務大臣の決定する率をもって計算した金額と定めたものとみなす。政府契約の当事者が第4条ただし書の場合を除き同条第1号から第3号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときも同様とする。 (この法律の準用) 第14条 この法律（第12条及び前条第2項を除く。）の規定は、地方公共団体のなす契約に準用する。</p>	<p>会計事務マニュアル等を活用し、財務会計事務のルール等について、事務職員全員に周知徹底を図った。 今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年11月14日）